

**<対象事件> 高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について**

**<選定理由>** 我が国では高齢社会が大きな問題となっている。一宮市においても高齢化が進んでおり、高齢者福祉事業及び介護保険事業の重要性は、事業の質及び財政負担の面において高まっている。これら事業に関する財務事務の執行について、経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているか監査を行うことは、今後の行財政運営に有用であると判断し、包括外部監査のテーマに選定した。

**<監査の主な実施内容>**

- ・全ての高齢者福祉事業及び介護保険事業に対して概括的なヒアリングを行い、実態を把握。
- ・個別の監査対象とした事業について、令和4年度分の資料の確認、又は令和4年度分の資料の確認及び施設往査を実施。

**<指摘・意見>** ※ 法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考える事項については【指摘】(17件)、法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性等を踏まえた結果、是正措置の検討が望まれる事項については【意見】(42件)と表記した。なお、本紙では主な指摘及び意見について、以下、【指摘】は■、【意見】は▲で記載しており、指摘及び意見の文末の括弧内の数字は報告書の該当ページを指す。

**【事業全体に対する意見】****▲【第8期一宮市高齢者福祉計画の評価について】**

公表されている第7期計画の目標達成状況では、どの程度達成されていて、見直しは不要なのか、継続的に実施する事業なのか、事業に対する評価や今後の方向性などが不明確である。第8期計画では、目標の達成度合いや取組の結果による効果を測定し、適切に評価し公表することで、よりよい高齢者福祉計画につなげることが望まれる。(P.35)

**▲【福祉施設の統廃合について】**

愛知県内の中核市と比較すると、一宮市は高齢者人口に対して高齢者福祉施設が多い。また、市内各所の高齢者施設は老朽化が進んでおり、今後、大規模な修繕も含めた維持管理費用の増加が考えられる。利用状況の推移等を含め、長期的な視点で隣接する施設や近隣の公民館等の施設との再編成を検討することが望まれる。(P.37)

**▲【取引金額の課税非課税の認識について】**

認知症初期集中支援推進事業に係る委託契約について、非課税取引と考えられるところ課税取引として契約を締結していた。取引の課税区分誤りは外部へ影響を及ぼす。特に障害者福祉、介護福祉、保育に関連する事業は、非課税取引と課税取引を判断する頻度が多いため、適切な消費税課税区分で取引を行っているか現行年度と過去5年分を遡及し、契約内容をよく確認されたい。(P.42)

**【個別の監査対象に対する指摘・意見】****■【市による各業者の利用人数の把握について】(対象：配食サービス事業委託料)**

市が各業者の配食実績を把握していなかったため、配食サービス業務の委託業者は、一部の利用者に対する請求を漏らしていた。市が配食実績を把握していないことで、過少請求又は過大請求が生じるリスクがある。市は各業者における利用者数を把握しておき、業者から送付される配食実績報告の人数との整合性を確認する必要がある。(P.47)

**▲【将来的な事業内容の検討について】(対象：ねたきり高齢者等見舞金)**

制度の趣旨は理解できるものの、今後、高齢化が進むにつれ対象者の増加が見込まれ、市の負担も増加するものと見込まれる。月額3,000円でどれほどの効果があるのかについては検討の余地がある。介護者に対する制度に切り替えるなど、現在の事業の効果とその他の事業との比較についても今後検討することが望まれる。(P.53)

**▲【契約距離に満たなかった場合の対応について】(対象：自動車運転管理業務委託料)**

短期予防通所サービス用送迎バス、タクシーの運行に関する委託について、契約走行距離に対して実際は約70%程度の稼働であった。30%も契約距離が達成されていないのであれば、燃料代相当額の返還を求めることが望ましい。コロナの影響が考えられるとしても、当該委託料とは別で考えるべきであり、コロナにより事業者の経営が困難になる場合にはコロナに関連した補助を検討すべきである。今後類似の事業が発生した場合に、基本料金の他に逓増料金も設定し、一部は走行距離に応じて精算を行うことを検討されたい。(P.70)

**■【委託契約に関する消費税の課税区分について】(対象：認知症初期集中支援チーム派遣委託料)**

取引の課税区分誤りは、外部へも影響を与える。契約にあたっては、消費税課税区分に留意するとともに、判断し難い場合は所轄の税務署へ相談するなどして、課税区分の適切性を慎重に確認すべきである。(P.76)

**■【受託事業者からの提出書類の保管について】(対象：後期高齢者福祉医療費 医療給付費)**

仕様書に従い受託事業者からメールにて提出された資料を保存する前に当該メールを削除した事例を発見した。提出を求めた資料は、適時に、しかるべき期間もれなく保管すべきである。(P.81)

**▲【猶予制度の利用】(対象：第1号被保険者保険料【歳入】)**

一宮市介護保険条例では、事情により保険料を納付できない場合保険料の猶予が認められ、また必要があると認められるものに対し保険料減免を行うことができる。実状は、支払困難の申し出があると、猶予申請の案内はせず、減免申請を案内している。支払能力のある者に対してまで減免を認めると、保険料収入の減少につながることになる。対

象者の状況を確認し、短期間に保険料を納付できる状況になると判断される者には、徴収猶予の案内を行うべきであり、受付に際してその点注意が求められる。(P.87)

**▲【介護保険システムの権限】(対象：第1号被保険者保険料【歳入】)**

介護保険システムの一般権限では、介護保険にかかる情報閲覧の他、介護保険料の減免などの修正入力を行うことが可能となっている。当該権限は、入力を必要としない区分のメンバーを含め付与されている状況にある。セキュリティの観点からは、入力権限は必要メンバーに絞り認めるべきである。システム改修等を必要とする場合にはその経済性も留意し当該課題を検討することが望まれる。(P.88)

**■【請求書の様式について】(対象：認定調査委託料)**

認定調査委託業者からの請求書の受領日から30日以内に支払うと契約書に規定されているが、請求書様式に日付欄を設けていない。正確な請求書の提出日を把握する必要がある中で、この様式は業務管理上適切であるとは言えず、見直しが必要である。(P.104)

**■【個人情報の管理について】(対象：葉栗いこいの広場)**

葉栗いこいの広場では医師による健康相談を行っている。健康相談室内には、相談記録が鍵付きの棚に保管されていたが、棚は施錠されておらず、鍵は刺したままで、入室できれば自由に相談記録を閲覧可能な状態であった。また、訪問往査当日、部屋は施錠されていたが、部屋の窓が開いており外からの侵入も可能な状態であった。施設内の個人情報が適切に取り扱われるよう、指定管理者は、健康相談室の管理者である医師及び看護師を指導すべきである。(P.111)

**■【物品の管理について】(対象：朝日西つどいの里)**

陶芸室において、下駄箱以外の備品が市の備品台帳へ登録されていなかった。物品を適切に管理するために、備品台帳に登録すべきものと登録が不要なものを整理し、登録が必要な備品は登録し、管理ラベルを貼付すべきである。また、実地棚卸において、備品登録されていないものの報告があった場合には、現物を確認し、備品台帳への登録を行うべきである。(P.117)

**■【陶芸室の利用団体における使用状況について】(対象：朝日西つどいの里)**

陶芸室の利用団体は1団体のみである。当該団体は施設の一部または全部を占有して利用する場合に提出する「特別利用許可申請書」を提出していたが、実際の利用状況を適切に反映した期間での申請内容となっていなかった。中長期にわたり陶芸室を占有するのであれば、実状に沿った期間を記載した上で、市長の承認を得るべきである。(P.119)

**■【陶芸室の特定の団体による利用状況について】(対象：朝日西つどいの里)**

電気釜の電気料金を除いて、陶芸室の利用は無料である。1つの団体が、その所有物を陶芸室内に置いて占用し、それが他の利用希望者の利用を阻むものであれば、当該団体と他の納税者との負担の公平性を確保するため、当該団体には受益相応の負担を求めるべきである。もしくは、私物は利用の都度持ち帰るなど、施設の利用ルールを明確に定め、市民に公平に利用の機会が与えられる運用とするべきである。(P.121)

**■【避難経路の点検について】(対象：浅野いこいの広場)**

屋外に設置されている2階からの避難用の非常階段は、点検されておらず、錆びており、使用できるか不明な状態であった。また、階段が取り付けられている壁は剥離している部分があり、安全性から利用が差し控えられている状況にある。階段を降りた先も草が生えており、緊急時の避難に利用できない可能性がうかがわれる。2階からの避難経路としては、屋内の階段と、当該非常階段の2つがあるが、緊急事態に備えて避難階段や壁について点検を行う必要がある。(P.124)

**■【使用料の算定根拠について】(対象：浅野いこいの広場)**

浅野いこいの広場は公園施設及び社会福祉施設いずれの機能も有する施設であると言える。施設使用料は、条例等によらず慣例的に1階は使用料を徴収し2階は無料で貸し出している。また、当該施設の位置づけが明確化されていない。このため、従来から利用料を取っている団体の中に、利用料を支払う必要のない団体が発見された。慣習的な徴収では無く、現状の料金徴収体系上の位置づけを明確にしたうえで徴収すべきである。(P.126)